

茨市議 第 136 号
平成 22 年 12 月 22 日

内閣総理大臣	菅	直 人 様
国土交通大臣	馬 淵	澄 夫 様
農林水産大臣	鹿 野	道 彦 様
環境大臣	松 本	龍 様

茨城県市議会議長会会長
水戸市議会議長 袴 塚 孝 雄

地域再生基盤強化交付金に関する要望について

標記交付金について，特段の措置を講じていただけるよう別紙のと
おり要望いたします。

地域再生基盤強化交付金に関する要望

地域再生法に基づく地域再生基盤強化交付金について、下記事項を実施するよう要望します。

記

地域再生法に基づき認定を受けた地域再生計画が着実に実現できるよう、地域再生基盤強化交付金の廃止に代わる新たな財源措置を講じること。

<提案・要望を行う理由>

地域再生法に基づく地域再生制度は、地域の自主的・自立的な取組を支援するため、地域からの声や地域の政策ニーズを踏まえて国が支援措置のメニューを整備するものである。

当該制度の支援策の一つである地域再生基盤強化交付金は、地方の自主性、裁量性を高めるための補助金改革と地域再生の観点から創設された交付金であり、「道」、「污水处理施設」、「港」の三つの分野において、省庁の縦割りの所管を超えて一体的な施設整備の推進を可能とするものである。

しかし、8月に公表された平成23年度予算概算要求において、地域再生基盤強化交付金が廃止とされており、現時点において、それに対する特段の代替措置は講じられていない。

これは、行政刷新会議が本年度に実施した行政事業レビューの結果「廃止を含め抜本的な見直しを行う」を受けてのことであるが、本県においては、平成23年度以降も引き続き当該交付金を活用する地域再生計画が13件あり、廃止により、来年度以降の事業の実施に深刻な影響を及ぼすことになる。

県内における経済基盤の強化又は生活環境の整備による地域の再生及び地域力の向上を図るため、地域再生基盤強化交付金の廃止に代わる新たな財源措置を強く求めるものである。